

3各介第22号  
令和3年4月19日

居宅介護支援事業所 各位

各務原市介護保険課長

## 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証について（通知）

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、平成30年10月1日以降、厚生労働大臣が定める回数を超える生活援助中心型の訪問介護を位置づけたケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、保険者への届出及び地域ケア会議等での検証を行なうこととされています。

各務原市においても、届出があった該当するケアプランについて、地域ケア個別会議での検証を行ってきたところですが、令和3年度介護報酬改定により、その内容が一部見直されましたので、改めて通知します。

### ◇改正内容

令和3年4月1日より、検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応が可能となりました。また、届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後となります。

### ◇各務原市の方針

各務原市では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間は、今までの提出書類に加え、サービス担当者会議の要点を提出いただく方法にて検証を行っていく予定です。サービス担当者会議にてその必要性を話し合い、内容を記載いただきますようお願いいたします。なお、専門職の派遣による検証を希望する場合には、個別に対応させていただきますので、ご相談ください。

### ◇令和3年4月1日以降の提出書類

利用者の居宅サービス計画書1表～4表（サービス担当者会議の要点）、利用票、別表

各務原市役所 健康福祉部 介護保険課	担当	小島
電 話	058-383-1778（直通）	
F A X	058-383-6365	